

2 各欄の記載のしかたと記載例

●お願い
課税標準額のない法人についてもこの明細書を提出してください。

「課税標準の総額」

①から⑬までの各欄は、課税標準の総額を記載してください。
なお、⑤から⑬までの各欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。
※①から④までの各欄は、連結法人及び連結法人であった法人(平成22年9月30日以前に解散し、清算中の法人を除きます。)、並びに本都内に恒久的施設を有する外国法人は記載しないでください。
※⑤欄は、本都内に恒久的施設を有する外国法人は、第6号様式別表1の2④欄の金額を、(イ)及び(ロ)の金額の別を明らかにして記載してください。

☆「事務所等の数」と「従業者の数」を分割基準とする法人の分割課税標準額の計算手順

- (1) 課税標準の総額(⑥から⑬の各欄)に、該当する金額をそれぞれ記載します。
その金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。
- 例 ⑥欄 4,000,000
- (2) 課税標準の総額の各欄(⑨欄を除きます。)の金額を二分します。
二分した金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

例 4,000,000÷2=2,000,000

- (3) (2)で算出した金額を、分割基準の「合計」欄のそれぞれの数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に各都道府県ごとのそれぞれの分割基準の小計の数値を乗じて得た額を算出します。
当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

例(東京都分)	【従業者数あん分】	【事務所数あん分】
	2,000,000÷155	2,000,000÷42
	=12,903.225806...	=47,619.047619...
	12,903.225×135	47,619.04×24
	=1,741,935ーア	=1,142,856ーイ
※ア、イの1,000円未満の端数を切り捨てます。		
	1,741,000...⑭欄上段	
	1,142,000...⑭欄中段	

- (4) (3)で算出したそれぞれの金額を合算します。
- 例 1,741,000+1,142,000=2,883,000
⇒当該分割課税標準額(東京都分)に基づき、税額計算を行います。

適用する分割基準の種類の番号に○印をつけてください。

適用する分割基準の種類に応じた単位を記載してください。

同一都道府県内に所在する事務所等ごとにその名称とその所在地の市町村名を記載してください。

事務所等ごとに記載するほか、同一都道府県ごとに小計した数値を記載してください。

法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。

法人名		課税標準の分割に関する明細書 (その1)				事業年度又は 連結事業年度		平成28年 4月 1日から 平成29年 3月 31日まで					
事業税		都民税											
課税標準の総額	所得金額	円	法人税法の規定によって計算した法人税額 ①						円				
	年400万円以下	⑥	4,000,000						449,447,600				
	年400万円を超え年800万円以下	⑦	4,000,000										
	年800万円を超える	⑧	1,492,292,000										
	計 ⑥+⑦+⑧	⑨	1,500,292,000										
	軽減税率不適用法人	⑩	000										
付加価値額 ⑪		2,372,254,000		還付法人税額等の控除額 ③				退職年金等積立金に係る法人税額 ④					
資本金等の額 ⑫		200,000,000		差引計 ①+②-③+④		⑤		449,447,000					
収入金額 ⑬		000				<th colspan="2"></th> <td colspan="2"></td>							
適用する事業税の分割基準		① 従業者数 2. 固定資産の価額		③ 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数									
事務所又は事業所		事業税								都民税			
		分割課税標準額								分割基準		分割課税標準額	
名称及び所在地		年400万円以下の所得金額 ⑭	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 ⑮	年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額 ⑯	計 ⑭+⑮+⑯ ⑰	付加価値額 ⑱	資本金等の額 ⑲	収入金額 ⑳	分割基準 (単位=人)	分割課税標準額 ㉑			
東京都分	本社	()	千円	千円	千円	千円	千円	千円	特別区分	125	362457		
	新宿区西新宿2-8-1	125人 12所							市町村分	10			
	調布営業所	()											
	調布市下石原4-5-9	10 12											
	東京都小計	135 24	2883	2883	1,076,238	1,082,004	1,710,864	144,238		28,996			
札幌支店	()												
札幌市中央区北3条西7丁目	10 6								10				
旭川支店	()												
旭川市6条通10丁目	10 12								10				
北海道小計	20 18	857 1,115	857 1,115	96,276 416,052	319,776	153,048 661,388	129,03 55,760		20	57,993			
合計	155人 42所	3,998	3,998	1,492,290	1,500,286	2,372,252	199,998		155	449,446			

※名称を上段に、所在地を下段に記載してください。

事業税欄の()内
製造業で資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人が記載します。
当該法人の工場である事務所等について、地方税法第72条48第4項第3号ただし書の規定によって2分の1を加える前の従業者数を記載してください。

記載例

×××株式会社

事業年度 …… 平成28年4月1日～平成29年3月31日
業種 …… サービス業
資本金の額 …… 2億円
適用する事業税の分割基準 …… 従業者数・事務所数

- *1 札幌支店は平成28年10月20日に設置した。
*2 2都道府県に事務所等を有するので「軽減税率適用法人」である。

事務所又は事業所		従業者数		事務所数
本社	新宿区西新宿2-8-1	期末人数	分割基準	
調布営業所	調布市下石原4-5-9	10	10	12
札幌支店	札幌市中央区北3条西7丁目	20	※10	6
旭川支店	旭川市6条通10丁目	10	10	12
分割基準合計		155人		42所

※札幌支店 20× $\frac{6}{12}$ = 10

●事務所等の数の算定方法

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
東京都	本社		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	調布営業所		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
北海道	札幌支店								1	1	1	1	1	1	6
	旭川支店		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	各月末日の数値		1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	18
														分割基準(事務所)合計 42	

事業税の「分割課税標準額」

「課税標準の総額」の各欄(⑨欄を除きます。)の金額を事業税の分割基準の「合計」欄の数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の都道府県ごとに分割基準を小計した数値を乗じた額を記載してください。
なお、都内分割法人の場合には、事業税の欄は記載を要しません。

1人当たり、1単位当たりの分割課税標準額を算出する場合、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。
「分割課税標準額」の各欄に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

事業税の分割基準の数値と一致する場合は記載する必要はありません。

都民税の「分割課税標準額㉑」

「課税標準の総額」の「差引計⑤」欄の金額を都民税の分割基準の「合計」欄の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に都民税の「分割基準」の欄の「都道府県ごとに分割基準を小計した数値」を乗じた額を記載してください。
都内分割法人については、1人当たりの分割課税標準額に「特別区分の数値」又は「市町村ごとの分割基準を小計した数値」を乗じた額を記載してください。
本都内に恒久的施設を有する外国法人については、第6号様式別表1の2④欄の(イ)及び(ロ)の金額の計算の別を明らかにして記載してください。

・「事務所等の数」と「従業者の数」の計算が必要な場合は、本明細書の空欄若しくは別紙などを適宜お使いください。